

『美育書簡』¹の3つのアポリアの読解
—『美育書簡』そのものへ帰る、一つの「素朴にすぎる」試み—

Another Reading to Challenge the Three Aporeias of F. Schiller's
On the Aesthetic Education of Man: In a Series of Letters

金子章予
Akiyo KANEKO

サービス経営学部研究紀要 第32号

2018年(平成30年)7月31日抜刷

西武文理大学

『美育書簡』¹の3つのアポリアの読解 —『美育書簡』そのものへ帰る、一つの「素朴にすぎる」試み—

Another Reading to Challenge the Three Aporeias of F. Schiller's *On the Aesthetic Education of Man: In a Series of Letters*

金子 章 予
Akiyo KANEKO

要旨

本稿は、フリードリッヒ・フォン・シラー(Schiller, Friedrich von. 1759-1805)の著 *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen* (1795) (『一連の書簡における、人間の美的教育について』。以下、『美育書簡』と略す。)における「美しい仮象²の国」の所在を検討することにより、『美育書簡』に関して既に存在する多様な解釈に対して筆者自身の解釈をもう一つ追加する、一つの「素朴にすぎる」試みである。

本稿においては、まず、『美育書簡』は本当に矛盾あるいは分断しているか否かを問うために、『美育書簡』で語られている「美」(die Schönheit)の本質を吟味し、次に、『美育書簡』は現実とはかけ離れたユートピアを書いたに過ぎないのか否かを問うために、『美育書簡』で語られている「国」(das Reich / der Staat)の意味を検討する。最後に、『美育書簡』は完全に未完であるのか否かを問うために、「美的仮象の国」(das Reich (der Staat) des ästhetischen (schönen) Scheins)の所在について検討する。最後に、本書全体が「美的仮象の国」について語っているものであると結論している。

¹ シラーの著書 *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen* は、日本語においては、通常、その長い名称を略して『美的書簡』と称されている。それは、言葉の中間を省略したものであるが、書簡が美的であるかのように間違った理解をさせてしまう呼び方である。『美的教育に関する書簡』の意味を取り入れた略語としては、『美的書簡』ではなく、西村拓生氏が一連の著作の中で採用する『美育書簡』のほうが適切であると思われる。本稿においては、後者を採用する。同じ問題は、一般に使われている日本語のタイトルの中の「美的教育」という言葉にも含まれている。教育が美的であるかのようなのである。原語の「die ästhetische Erziehung」の意味は、テキストの内容に即して解釈するならば、「人間から美的性質を引き出すこと」あるいは、「人間の美的性質を育成すること」であることを考えると、「美育」という言葉はさらにその適切さが増すように思える。

² シラーは、『美育書簡』の中において「仮象」を「論理学上の、あるいは論理的仮象 (der logischen Schein)」と「美学上の、あるいは美的仮象 (der ästhetischen Schein)」の二つに分けている (第26信)。シラーが『美育書簡』において議論する「仮象」は、「論理的仮象」ではなく、「美的仮象」である (第26信)。『美育書簡』の中では、「der ästhetischen Schein」と「der schönen Schein」の間に使用方法の違いはとくに認められない。

Abstract

This study is a rather “naïve” attempt to add another reading to the numerous ones on Friedrich von Schiller’s (1759-1805) *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen* (1795) by clarifying the meanings of “the beauty (die Schönheit),” “the Schein (appearance),” and “the empire of the beautiful (schönen) Schein.”

In this article, first, the essence of the concept of “the beauty (die Schönheit)” will be discussed in order to clarify whether the contents of the book are actually divided as some scholars suggest. Second, the meaning of “state” (das Reich / der Staat) will be discussed in order to clarify whether the book only deals with utopia or not. Last, the location of the empire of the beautiful Schein will be explored in order to assess whether Schiller has actually completed the book or not.

The author concludes that Schiller attempted to persuade his readers first to reflect on the actual status of human beings and nations—the former had been torn into pieces and the latter had been separated from their people—and subsequently to understand aesthetics as a means to develop themselves in order to build an aesthetically united beautiful world.

[キーワード]

教育、仮象、美、美的教育、美しい仮象の国

Keywords : Erziehung, der Schein, die Schönheit, die ästhetische Erziehung, das Reich des schönen Scheins

1. 序 論

フリードリッヒ・フォン・シラー (Schiller, Friedrich von. 1759-1805) の *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen*³ (1795) (『一連の書簡における、人間の美的教育について』⁴。以下、『美育書簡』と略す。) を巡る解釈について、西村 (1999)

は、次のように言う。

一義的な解釈を容易に許さないテキスト故に、いくつかの論点に関して非常に多様な、ほとんど180度となったものを含む読解がなされてきた。それらに関して、どれが「本当の」シラー解釈なのか、シラーの「真意」は何か、といった問いを立てるとしたら、それはもはや素朴に過ぎるであろう。(西村 1999 : 138)

³ 本書は、当時療養中にあったシラーに1791年以降3年間にわたる多額の贈与を申し出てくれたデンマーク王子フリードリヒ・クリティアン (Christian, Friedrich) (故ホルスタイン-アウグステンブルグ公 Herzog von Holstein-Augustenburg) へ宛て、1793年の秋から1794年10月にかけて書かれたものである。1795年1月にシラーが創刊した文芸雑誌『ホーレン』(Die Horen) の創刊号、第2号、第6号に順次初めて公表された。なお、本稿内の日本語訳は、基本的には、本ドイツ語テキストから筆者が訳出したものであるが、訳出に当たっては、小栗 (2003) を適宜参照させていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

『美育書簡』に関する膨大な研究書や論文の幾つか(例えば、Steiner(1955)、Habermas(1985)など)に目を通しただけでも、人は誰でもその解釈の違いに驚愕し、西村のこの意見に満腔からの賛意を表するであろう⁵。

このような解釈の違いを生み出している『美育書簡』への様々な批判について井藤(2007b)は、次の四つに類型化している。一つ目は、本書がもともと理論上の矛盾を含んでいるとする「矛盾説」、二つ目は、原本が焼失してしまったこともあって書き直したがために内容そのものが分断されているという「分裂説」、三つ目は、現実とはかけ離れたユートピアを書いたものにすぎないという「現実遊離説」、四つ目は、本書そのものが未完であるために議論が尽くされていないという「未完説」、の四つである。いずれも十分な説得力をもっている。

たしかに、『美育書簡』を文字通り読めば、全く正反対のことを言っているとしか思えない箇所も存在する。また、それだけでなく、実際に論理上の矛盾を孕んでいる箇所も散見される。もし本書そのものが分断されているとしたならば、なおさらそれだけで矛盾が生じやすいことも頷ける。火事で焼失したという理由だけからではなく、本書が実際に分割されて発表されたことから、内容が分断している可能性も少なくない。しかしながら、表面上は様々な論点において分断されているようにみえる本書も、もし、本当は逆に分断されていないものとして読

解したとしたら、どうなるだろうか。たとえば、「美は目的なのか手段なのか」という問題が『美育書簡』の最大のアポリアとされるが、美が目的であり手段でもあると考えることは本当に不可能なのだろうか。

また、本書には、十分議論が尽くされていない概念が多出している。このことからしても、その意味においては本書が未完であることは、ある意味間違いない。それゆえに、シラーの他書や当時の哲学者・芸術家・思想家等の書や物語等にかかれてあることによって本書を補いながら本書をより深くより正しく理解しようとする試みが多数なされてきている。そのこと自体は、非常に大切なことであると同時に有意義なことでもある。だが、もし、本書を一応完結したものと仮定して本書にかかれてあることだけで本書を理解しようとしたら、どのように解釈できるのだろうか。たとえば、美的仮象の国については、本書には限られた記述しか存在しないと言われているが、本書にかかれたことだけを頼りとしてシラーの目ざす美的仮象の国を理解しようとしたら、どうなるだろうか。カントの学説がその文字面から読めることとそれが本当に説いていることとは異なる、とシラー自身が述べている(第13信⁶の注)ように、カントの学説が一つの仮の姿としての仮象⁷であるのならば、シラーの書いていることも仮象であると考えすることはできないだろうか。

本稿は、『美育書簡』そのものを一種の仮象と

⁴ 「des Menschen」を「人類の」と訳しているものもある。本書においてシラーは、まず人類に共通した人間のあり方を議論していることから、さらには、個人としての人間を超えて人類をも視野に入れていると考えることもできることから、この訳でも間違っていないと言える。しかしながら、本書は主として人間性のあり方を説いているため、ここでは、近年の研究における一般的な訳である「人間の」を採用する。

⁵ 西村(1999)のこの意見に筆者が賛意を表するのはこの点だけではない。本件については、後に言及される。

⁶ 『美育書簡』の書簡番号。以下同。

⁷ 本稿におけるテーマの「仮象」はシラーによる「美的仮象」であるが、「仮象」についてまだ議論されていない段階におけるこの箇所に関し、一般的用語としての仮象の意味である、「自分にそのように見えるだけで、実際はそうではない姿や形」(旺文社『国語辞典』改訂新版、1986年)で使用している。

とらえ、シラーがこの書で説いていることを筆者なりに解説しようとする試みである。そこで、敢えて、本書に書かれてある一見矛盾した記述が本当は矛盾していないと仮定すると同時に、本書は一応完結しているものと想定し、できる限り本書のシラーの言葉にそってそれぞれのキーワードの意味を検討することにより、「美的仮象の国」(das Reich des ästhetischen Scheins)を手繰り寄せてみたい。たとえそれが、シラーの『美育書簡』について存在する様々な解釈にもう一つの「素朴にすぎる解釈」を付け加える試みに過ぎないとしても、またその方法自身が「素朴にすぎる試み」であったとしても、それが『美育書簡』解釈に少しでも明晰さを与える一つの道である可能性があるとき、それに挑戦する意義はあるように筆者には思われる。それは、論考が進むならば、古代から語られてきた正義と善との関係だけでなく、美と正義や善との関係へ示唆を与える新しい世界への入り口となるかもしれない。またそれは、『美育書簡』から離れてしまった可能性のある現在の多くの『美育書簡』解釈から、『美育書簡』それ自身に帰る試みでもある。

そこで本稿においては、まず、『美育書簡』最大のアポリアと言われている「美」(die Schönheit)の内容を吟味することにより、『美育書簡』が分断されてしまったものなのかどうかを検討する。次に、『美育書簡』は現実とはかけ離れたユートピアを書いたに過ぎないのかを問うために、『美育書簡』で語られている「国」(das Reich / der Staat)の意味を検討する。最後に、「美的仮象の国」の所在を明らかにすることにより、『美育書簡』が未完成のものなのかどうかを検討する。

2. 『美育書簡』は、分断されたものなのか—『美育書簡』における「美」(die Schönheit)の位置

『美育書簡』においては、その前半において美は自由⁸への経路であることが語られる(例えば第2信最後)のに対し、その後半において美自体が目的であることが語られている。そのため、『美育書簡』は、内容が矛盾あるいは分断していると言われる。『美育書簡』が矛盾あるいは分断されているか否かという問いの論点は、この点だけではない。しかし、美は手段か目的かという議論は、『美育書簡』そのもののテーマと関わる大きな問題である。そこで、本節においては、『美育書簡』における「美」の意味を考察することにより、『美育書簡』が分断されたものなのかどうかを検討する。

2.1 「感性と理性の調和」としての美

近代国家のあり方とそこに生きる人間のあり方を、シラーは次のように糾弾する。

国家の機構の複雑化によって人々の身分や職業の妥協を許さない分断がやむを得なくなるに従い、人間の本性的な結合も引き裂かれ、競争によって協力的な力も削がれてしまう。(第6信)

ただ全体の一つの小さな断片に永遠にしばらくつけられ、人間自体もただ断片として自分をつくりあげている。(中略)人間は、自己の本性の中にある人間性を開花させる代わりに、ただ自分の仕事あるいは自分の知識の複製品になっている。(第6信)

シラーによれば、美は、「人間性の必然的な条件の一つ」(第10信)であり、シラーによるその人間性とは「感性と理性⁹の調和」である(第16

⁸ 『美育書簡』における「自由」とは、人間が生まれながらにして何ものからも拘束されないという人権としての自由ではなく、理性の法則のもとでの行動における可能性としての自由である(第3信並びに第19信の注)。いわば、自己判断、自己決定、自己選択としての自由と考えられよう。

信)。そこでは、美は、「感性と理性の調和」によって必然的な条件の一つである。シラーによれば、本能と理性とのバランスのとれた美的状態あるいは美によって人は本能からの強制も理性からの強制からも自由となり、自分自身の欲するものに対して、自分自身を作るという自由、あるいは自分がありたいと思うものである自由、を自分に完全に取戻すことが可能となる(第21信)¹⁰。その自由は、人間が本来もっていたものでありながら、成長するにしたがって徐々に失ってしまっているもの、あるいはとりわけ近代化に伴って人々が失ったもの、である。美は、人間が本来もっていた自由という人間性を人間のもとに奪還してくれる。美は、人間に自由という人間性を与え、本性において人間を真の人間にするのである。

しかし、ここにおいて美は、自由あるいは人間性を獲得するための単なる手段ではない。自然や理性の強制から解き放たれた自由の状態は、美的な状態である。感性と理性の調和という美によって自由という美的な状態を得る、というのが、ここにおけるシラーの主張に他ならない。

2.2 「生命ある形式」としての美

シラーによれば、一個の人間は、たとえ生き

ていて形を備えているとしても、そのままでは生命ある形式とは言えない(第15信)。その人が自らの形式についてただ単に考えているだけでは、その形式は生命のないものであり、ただの抽象でしかない。また、その人が自らの生命をただ単に感じているだけでは、その生命は形式のないものであり、ただの印象に過ぎない。その形式が自らの感覚の中で生き、同時にその生命が自らの理性の中で形式となつてこそ、人間は生命ある形式となることができ(第15信)¹¹。シラーによれば、美は、感性と理性が相互に手を携え躍動することによって形式が感覚の中で生き、さらにその生命が理性の中で形式となつて初めて出現するものである(第15信)。すなわち、美とは「生命ある形式」である(第15信)。

また、シラーによれば、デカルトと同様、人は考え、欲し、感じるゆえに、存在するのであって、存在するゆえに、考え、欲し、感じるのではない(第11信)。人は、ただ感じたり欲したりすることによって存在する受動的な存在ではない。そのような状態においては、彼自身が彼の対象であり世界であるため、彼は彼自身が生きる世界をもたないからである。彼が自分自身の生を生きるためには、意志ある自我としての不変の人格をもたなければならない。意志ある

⁹ 「理性」とは、シラーにとっては、意識の首尾一貫性と普遍性(第19信)のことである。

¹⁰ 同様の説明は、第19信にも存在する。「感性的衝動は生命の経験とともに(個性の発芽とともに)目覚め、理性的衝動は法則の経験とともに(人間性の発芽とともに)目覚め、そして両方が現存するものとなった時、そのとき初めて彼の人間性は建設される。(中略)すなわち二つの相対する根本衝動が彼の中で機動すると同時に、両者はその強要性を失い、二つの必然性の対立が自由を発生させている」(第19信)。

¹¹ 同様のことを、第11信では次のように述べている。「人間がただ感受し、ただ欲求するだけで、単なる欲望によって動く限り、彼は世界(この名称をただ時間の無形な内容と解釈すれば)以外の何ものでもない。人間の能力を働きかける力にするものはもちろん人間の感性だけであるが、その作用を彼自身のものにするのは、人間の人格だけである。それゆえ、ただ単なる世界でないためには、人間は素材に形式を授けなければならない。またただ単なる形式でないためには、自分のうちにある素質に現実性を与えなければならない。彼が時間を創造し、固定的なものに対して変化を、己れ自身の自我の永遠な統一性に対して世間の多様性を、対置させるとき、彼は形式を現実化したことになる。また、彼が時間を逆に制止し、変化の中に固定性を確保し、人々の多様性を己の自我の統一性の中に入れるとき、彼は素材を形式化したことになる。」また第13信には、次のように述べられている。「感性的衝動が規定的となつて感覚が立法者となり、世界が人格を抑制するようになると、世界は自分が権力となるため、それに伴い対象であることをやめてしまう。人間がただ時間の内容であるに過ぎなくなるや否や、彼は存在しないので、彼は何一つ内容をもたないことになる。」

自我として考え、判断し、行動することによって彼は能動主体となり、外部に形式を与える存在となり、他者と形式を通じて交流することができる真の主体性を獲得できるようになる。このようにして生命ある形式という美をもつことによって人は、真の主体性を付与され、人之間において、そして世界の中において、真の人間として立ち現われる。美は、人間に受動主体性とともにも能動主体性を与え、主体性において人間を真の人間にするのである。

しかし、ここにおいても、美は、人間が主体性を獲得するための単なる手段ではない。受動主体性と能動主体性の両方ともが有る状態は、美的な状態である。美は、我々が感ずるものゆえに生命であると同時に、我々が観察するものゆえに形式であるという(第25信)。美は、我々の状態であると同時に行為である(第25信)。生命ある形式という客観性と主体性、あるいは受動性と主体性、を同時にもつ美の性質により、人間自身が受動主体性と能動主体性の両立という美を獲得するのである。

2.3 「自然を道徳に変える契機」としての美

シラーによれば、美は「自然を道徳に変える契機」(第23信)である。そして、別なところで、シラーは、「人間を人間たらしめるものは、自然的必然性を道徳的必然性に高める能力にある」(第3信)と言っている。であるならば、自然的必然性を道徳的必然性に高める能力を人間に与えるとされる美こそ、人間を真の人間にするものと言える。美は、人間を道徳的なものに変える契機を与え、能力において人間を真の人間にするのである。

やはりここでも、美は、道徳のための単なる手段ではない。美的状態こそが、道徳的状態の契機でありながら、道徳的状態と同時に存在しなければならないからである(第25信)。人が道徳的状態であるとは、シラーによれば、自己がどのような個別の様々な事態の中にあっても、

自己の判断と意志とを種の判断に止揚できる状態をいう(第23信)。そのような道徳的状態は、普遍のものとして求められているものではなく個別の場面において求められるものである一方、そのような状態を実現可能とする条件として個人が美的であるという状態こそが求められている。美的な状態にある人にとって美の状態は「一つの広々とした大きな面」(第21信の注)となって広げられる。そのような美的な状態の人間は、彼が欲すれば、即座に強制ではなく自己の意志として、妥当な判断を下すことができると同時に妥当な行動をとることができる。そのような自由で道徳的な状態となるために、このような美的な状態はいつでも手の届くところになければならないとされる(第23信)。このような美的状態は、人間や社会、国家のあるべき姿になるための契機であると同時に、目標としてのあるべき姿そのものでもある。

2.4 「普遍的表象形式」としての美

シラーは、現代の国家のあり方について次のように嘆く。

ギリシア国家の個々人が皆自主的な生活を享受しながら、いざとなれば全体となることができるというポリプスの生活は、今や、ただ一個の精巧な時計仕掛けに、すなわち無数の生命の無い部分の繋ぎ合わせで構成される全体で一個の機械的生活に、その地位を譲っている。(第6信)

そのような国家は、もはや人間を単なる理性の作りものと混同し、豊かな感性やその全体性に敬意を払わないため、人民のほうも、自らの感情がどこにも国家というものを見出せないようになり、国家と無縁なものとなってしまっている(第6信)という。

だが、人間に共通する普遍的表象形式である美のみが、人を他者との交流を促し、人々を社会の一員とし、社会を実現する(第27信)というのである。

やはりここでも、美は、社会の実現のための単なる手段ではない。個々の成員が皆自主的な生活を享受しながら、いざとなれば全体となることができる社会そのものも、美的な状態と言えるからである。普遍的表象形式としての美を契機として、協和的な社会という美を出現させるのである。

2.5 「遊戯」としての美

シラーによれば、人間のあらゆる状態の中で、まさに遊戯だけが人間を完全なものにし、その感性と理性という二重の本性を同時に開花させる(第15信)という。快樂を求める性向と道徳を求める意志とが遊戯衝動¹²によって互いに深く結び合うことによって、強制としての義務は自発的な責務あるいは喜びと変わり、人間は真の自由を手にする¹³という。

また、シラーによれば、一般的に近代の人間は弛緩(suflösende)状態か緊張(anspannende)状態のどちらかにある一方、経験における美の性格には、その作用により、鎮静化作用(schmelzend)と活性化作用(energisch)の二種類があるという(第16信)¹⁴。感覚と理性のいずれかの排他的な支配下にあるがためにエネルギー過多の緊張状態にある人間は、美がその鎮静化作用によって均衡を回復してくれる。また、エネルギー不足によって弛緩状態にある人間は、美がその活性化作用によって均衡を回復してくれる。それにより、美は人間をそれ自身において完結される全体にしてくれる(第17信)という。

遊戯だけが人間を完全なものとし、美が人間を完全なものとするのであれば、遊戯は美と同

義語となる。「遊戯」とは、責務と喜びを自発的に引き受けた行為であり、それ以外の目的のためになされるのではなく、ただそのものだけが目的となるものである。もし美と遊戯とが同義語ならば、ここでも、美はそれ以外の目的のためになされるのではなく、ただそのものだけが目的となると言えよう。

2.6 「人間の第二の創造者あるいは神」としての美

美は、様々なものを人間や社会に与えてくれるように見えるものの、美が人間に与えてくれるものはすべて人間性への能力であると結論することができる。シラーによる美の説明は、すべて同じことを異なる表現で表したものに過ぎない。一言で言うならば、美は、「人間の第二の創造者」である。しかしながら、美は同時に、神あるいは自然と同様に、それ以外のものは人間に何一つ与えていないし、さらにその使用方法も、人間の自由意志に任せている(第21信)。ここにおいて、美は、神に等しいものと言える。

2.7 本節の結論：美学の使命、あるいは美的教育の目的

既述のとおり、『美育書簡』の前半において美は自由への経路であることが語られ、その後半において美は目的であることが語られることが少なくないため、『美育書簡』は、内容が矛盾あるいは分断している、と言われる。しかしながら、以上考察したとおり、『美育書簡』において美は、最初から最後まで、人間の道徳的状態・自由・神性への経路であると同時に、美そのも

¹² 衝動とは、対象の現実化に人間を駆り立てる心の作用のことである(第12信)。シラーによれば、人間は感性的衝動と理性的衝動の二つの根本衝動をもっており、それを統合する衝動あるいは調和を図る衝動が、遊戯衝動である。

¹³ 「自由が開始されるのは、まず人間が完全であり、そして彼の二つの根本衝動が展開していったときのことである」(第20信)。

¹⁴ 美の作用機序については、第13信にも言及があるが、第13信と第16信とではその機序が異なっている。これについては別稿の課題としたい。

のが人間の、あるいは美的教育の最終目的であると考えられる。美が最終目的への経路であると同時に最終目的そのものであることは、シラー自身が、美的教育を「美的傾向並びに美への教育(eine Erziehung zum Geschmack und zur Schönheit)」(第20信の注。傍点は筆者)と言い換え、「美から美を創造することが、美学の使命(die Aufgabe der ästhetischen)である」(第16信)と言っていることにも象徴される。

しかしながら、人間こそが自らの不完全さを美に感染させるものであり、主観的な限界によって美の完成を絶えず妨害し、美の理想を局限された現象形式に引き下ろすものであることを人間は自覚する必要がある。まずは、これが美的教育の一つ目の目的である。そして、自らの幸福のためにも、またよりよい社会の実現のためにも、人間は自身の力で美的存在になるようにしなければならない。理性と感性の調和を図り、その力を発展させるのである。我々の内にある必然的なものに現実性を授ける、我々の外にある現実的なものを必然性の法則に屈服させる、などすることだけに我々は必死になるのではなく、人間に任されている一切のものを美の法則に服従させ、美が外的生命に与えている形式の中に内的生命を拓かせなければならない。これが、美的教育の第二の真の目的である。そうすることによって、美的仮象の国が建設されるのである。美は、人間と社会に真の生命を吹き込んでくれるものである。その意味において、美は、近代に必要とされる神そのものであると言えよう。

なお、ここでのアポリアを解く鍵は三つ存在すると思われる。

一つの鍵は、日本語において「教育」と訳される「Erziehung」という言葉の原義の解釈にあるのではないだろうか。シラーの使用する「Erziehung」は、目的合理的な因果関連に基づいて他者を形成しようとする近代的な教育観における

「教育」を意味しておらず、本来人間がもっているながらも成長と共にあるいは近代化に伴って人々が失ってしまった人間性を開花することに付けられた言葉であると考えられる。

第二の鍵は、シラーの「美学の使命は、美によって美を創造することである」という言葉は、美は手段であり目的であることを述べた言葉ではないということにある。この言葉は、美は手段であり且つ目的であることを主張したのではなく、そうではなく、様々な美の形を契機として異なる美が形成されるという「美の形成機序」を述べたものではないだろうか。一つの形の美は異なる美の形への契機でありながらも、それらの美は同時に開花されるのである。

第三の鍵は、「自然状態」「美的状態」「道徳的状态」の三つの段階についての捉え方にある。シラーはこのような三つの段階を想定しているものの、時間上で前にあるものが後にくるもの手段であり、後にあるものが前にあるものの目的であるとは限らないのではないだろうか。道徳的状态は、シラーにとっては、個々の状況下における個人の判断に委ねられている状態であり、恒常的に社会全体が道徳的状态になっていることを——たとえそれが望ましいことだとしても——シラーは求めているわけではない。人が美的な状態になってさえいれば、道徳的状态となることが容易に達成可能であるため、『美育書簡』においては、シラーは人間や社会がただ美的状態になることを求めていると考えることができる。

シラーは人間の本質を想定する。しかしながら、シラーの人間形成論は、単なる本質主義ではない。シラーにとって、現象としての人間は、行動の連続として現れ出るものである。合目的性あるいは有用性に配慮することなく、人々との調和の中で、自らも調和的に、純粹に感じ、考え、判断し、行動することは、合目的性・有用性という汚染を除去され、人間の自由意志のもとにある美的な状態である。それは、全ての

人を包摂する美しい魂となる。シラーのいう「美しい魂」とは、全ての個的主体をそれのあるがままに承認し肯定するアガペーとしての愛である。人々の魂の中に生まれた美が他者への美しい呼びかけとなり、他者の美しい応答形式へと連鎖し、美しい呼びかけの光が世界を包み、社会や国が人々の心の中で実体化する。

以上のような美に対するシラーのまなざしは、『美育書簡』を通して一貫しており、少なくともその点において『美育書簡』は分断されたものとは断定できない、と結論する。

3. 『美育書簡』は、ユートピアに過ぎないのか—『美育書簡』における「国」の意味

次に、『美育書簡』は現実とはかけ離れたユートピアを書いたに過ぎないのか否かを問うために、『美育書簡』で語られている「国」(das Reich / der Staat)の意味を検討する。

国とは、人間に形式を与え、道徳的規準を要求する、一つのアイデアである。それは現実存在するものとされながらも、実際には目に見えず、さらに、現代においては、感情においても人々と結びついていないものである。すなわち、国そのものが仮象である。そして、国とは、実際の国を指すだけでなく、そのような領土や世界や人々の人格をも指しうる概念である。

『美育書簡』は、そのような、人々と切り離されてしまい、実体をもたない仮象としての国・領土・世界・人格に実体を付与し、それらを再び人々の手の中と心の中に引き戻そうとする試みでもあると解釈できよう。そのような国の形が定まっているところに人々の人格の芯が生ま

れ、人々の形式の定まっているところにそのような国の形が現れ出る。「国」とは、人間が、明晰な見識と自由な決裁という自主的状态である自由によって、その主としての地位を自ら選ぶことによって初めて成立するものでもある(第3信)。

したがって、『美育書簡』は、理想の国について語っているものの、ユートピアに過ぎないものとして空論を語っているのではない、と結論づけることができる。

4. 『美育書簡』は、未完なのか—『美育書簡』における「美的仮象の国」の意味

『美育書簡』においては、「美的仮象の国」についてその実質的な内容がほとんど語られていない、と言われている。実際、「美的仮象の国」については、最後の第27信において、「美的仮象の国は、存在するのでしょうか。いったいどこに見出すことができるのでしょうか」と問い、「それは、洗練された心をもつ全ての人間(Seele)¹⁵の中に存在することが欲求される。しかし行為としては、純粋な教会や純粋な共和国のような、ごく限られた人間集団(wie die reine Kirche und die reine Republik, in einigen wenigen auserlesenen Zirkeln)¹⁶においてだけ見出すことができるだけかもしれない」と答えているだけである。

『美育書簡』には、その他にも、十分議論が尽くされていない概念が多出する。しかしながら、「美的仮象の国」について本当に議論が完結していないのであろうか。本節においては、『美育書簡』における「美的仮象の国」とは何かを考察す

¹⁵ この「Seele」は、「魂」というよりも、「そのような心性をもった人」の意味であると考えられる。

¹⁶ 『美育書簡』においてシラーの使用する「Zirkel」という言葉は、日本語の「サークル」というよりも、英語で言えば「community」に近い「society」(人間集団)を指していると考えられる。『美育書簡』第2信に、次のような表現が出てくる。「我々は国家の民であると同時に、時代の民でもある。(したがって)自らの住んでいる Zirkels(共同体あるいは社会)の風俗習慣から抜け出すこと(sich von den Sitten und Gewohnheiten des Zirkels, in dem man lebt, auszuschließen, Gewohnheiten des Zirkels, in dem man lebt)は不穏当である。」

ることにより、『美育書簡』が未完なのかどうかについて検討する。

まず、「美的仮象の国」(das Reich (der Staat) des ästhetischen (schönen) Scheins)とは、「美的仮象によって作られる(構成される)国・領土・世界・人格」、または、「美的仮象が一義的なものとされる(尊敬される)国・領土・世界・人格」、あるいは、国または世界そのものが仮象であるがその仮象があくまで美的であるところの「美的仮象である国・領土・世界・人格」と理解することもできる。『美育書簡』における「美的仮象の国」は、それらのうちのいずれを指すのであろうか。

4.1 「美的仮象」の「仮象」の意味

その答えを見出すためには、まず、シラーの言う「仮象」とは何かを明らかとする必要があるであろう。

「仮象」とは、一般的には、実在的対象を反映しているように見えながら対応すべき客観的な実在性をもたない主観的な形象や偽りの姿を指す。シラーの使う「仮象」は、この一般概念と類似してはいるが、質的に大きく異なる。

まずシラーは、『美育書簡』の中において「仮象」という用語を「論理的仮象」と「美的仮象」の二つに分ける(第26信)。前者は現実や真理と混

同される欺瞞に過ぎないものだが、後者は現実や真実から区別される遊戯(それ自体のために為されるもの)としての仮象であるという。またシラーは、前者を「偽りの仮象」「貧相な仮象」、後者を「誠実な仮象」「自立的な仮象」「有益な仮象」「理想的な仮象」¹⁷などと呼んでいる(第26信)¹⁸。そして、シラーが『美育書簡』の中で使用している「仮象」という言葉は、後者の「美的仮象」に限定されている。

仮象に関心をもつことは、人間性のある一つの拡大であり、文化へ向かっての確固たる一歩だという。事物の実在性は事物のつくりだすものである一方、事物の仮象は人間のつくりだすものであるため、仮象への関心は、自分の感受するものではなく、自分の行うことに喜びを見出しているからである。その仮象は、自然に由来する実体ではなく、人間がそれに対する支配権を行使することのできる形式である。そのような「仮象」が、実在性とさえも無縁となり、「存在」そのものとして人間に内化され、形式によって「現実性」を人間によって付与されたとき、「美的仮象」と称される。このような美的仮象は、アイデアではあるものの、決して実現不可能なものではない。

¹⁷ 第26信によれば、「誠実な仮象」は実在していると偽らない仮象、「自立的な仮象」は実在性の支援を一切必要としない仮象、「有益な仮象」は空虚さを満たす仮象、「理想的な仮象」は平凡な現実を高貴化する仮象、である。

¹⁸ 『美育書簡』の別の個所で、シラーは、これらの二種類の仮象について異なる言葉で説明している。「現象的なものや人間の因習が取り入れるいっさいのもの」としての仮象と、「人間の任意から免除されているもの」としての芸術や学問という仮象、の二種類である(シラー2003: 59-64)。前者の仮象に関して、シラーは次のように言っている。「いくら真理が明るく輝いてくれても、それを吸収することを邪魔し、いくら真理が活発に説得してくれても、それを受け入れることを邪魔している」(シラー2003: 59-60)と。シラーは、このような仮象の原因を、偏見の支配、感性の錯覚、欺瞞的な詭弁という観察者側の心のあり様と衝動に帰している。「もしも今までに、真理がその決定的な力を示すことが非常に少なかったとすれば、それは真理のペールをはがすことを知らないでいた知性の扉でなく、真理に目を閉じていた心と、真理の味方になって動こうとしなかった衝動の責任」(シラー2003: 59)であると。また、後者の仮象に関して、シラーは次のように言っている。「真実はつねに仮装の中にいきつづけているので、模像によって原像が再びあらわれてくる」(シラー2003: 63-64)と。芸術や学問という仮象の中に真実や原像が現れ出てくる、というのである。

4.2 アイデアとしての「美的仮象の国」

シラーは「仮象の世界」を「実体の無い想像力の国」と言い換えている(第26信)。シラーの議論する「仮象」があくまで「美的仮象」に限定されるのだとしたら(第26信)、シラーの言う「仮象の国」と「美的仮象の国」は同じものを指し、「美的仮象の国」は「想像力の国」ということになる。それは、次のような特徴を有しているとされる。

(1)人間の支配権の及ぶ自由の境地

シラーの言う「美的仮象の国」とは、事物の存在あるいは自然の領域から区別する限界をはっきりともつ、人間一人ひとりが支配し権利を行使する、人間が解放され自由を享受する境地である。シラーは、芸術活動をしている人間を例に出し、次のように言っている。

こうした人間の支配権利を、彼は仮象の芸術の中で執行しているので、彼がそこに彼我のものをますます厳格に区別し、形式を実質からますます綿密に分離すればするほど、そしてその形式にますます自立性を与えるようになればなるほど、いよいよ彼はただ単に美の国を拡大していけるばかりでなく、真実の境界をさえ守れるようになる。(第26信)

人間の支配権の及ぶ自由の境地の限定は、自己の領土の限界を定めることによって彼自身の法則より他に神聖なものを一切もたなくてよくすると同時に、真実の境界を蹂躪することを防ぐ。また、人間の支配権の及ぶ自由の境地の拡大は、人間の世界の外延化でもある。

(2)自分自身がそこにおいては王であり立法者であり陪審官である王国

シラーは、『美育書簡』のすでに第2信において、美的仮象の国における住民のあり方について次のように述べている。

その個体を全体にまで高めることのできるものは、自分をその理性裁判の陪審官と見

なすことが許されている。また同時に彼は、人類並びに世界の民として、訴訟の当事者でもあり、多かれ少なかれその結果に関与すると言ってよい。それゆえにただ単に彼自身の私的な訴訟が、大法廷の中で判決を与えられるのではなく、実際には理性的精神としての彼が、その資格と権能において、自分自身で創案した法規に従って宣言を下すことになる。(第2信)

すなわち、美的仮象の国において人は、自分自身が立法者であり陪審官として振る舞うことが期待されている。

また、事物の存在あるいは自然の領域から区分する限界を、一人ひとりが自由意志、抽象能力、自己の意志によって自らはっきりさせることにより、自分がありたいと思うものである自由という「人間性」を自分のものとし、自己の支配権利の範囲を拡大すると同時に、真実の境界を守ることができる。それこそ、美的教育を通してのみ実現される人間性回復の道である。人間は、人間性を発揮することによって真の人間になるが、それとは逆に、何か他のものになろうとする日々の営みによって人間性を失う。美的仮象の国とは、人間一人ひとりが存在と現象を区別する力をもつことによって人間性を回復する自分自身の王国である。

シラーは次のようにも言う。「彼が自分の領域を、事物の存在あるいは自然の領域から区分する限界をつねにはっきりさせさえすれば、彼自身の法則より他に神聖なものは彼にとって何一つ無くて済む」(第26信)と。人間は、彼自身の法則を自己の中に作り上げることによって自分自身を確立していくのであるが、そのような自己こそがその領土において王となる。

(3)各人の平等が確保されている人間集団

美的仮象の国においては、平等が実質的に確保されている(第27信)という。たとえ現実的には社会的地位の違いがあったとしても、アイデア

の領域において公平な精神を共有できる(第2信)。全ての者がそこにおいては自分自身の支配者であると同時に、支配者は自分自身以外に存在しない。そこでは、自分の自由を主張するために他人の自由を損なう必要はなく、他者への配慮を示すために自分の尊厳を投げ捨てることも要らない(第27信)。美的傾向(*der Geschmack*)が統治し、美的仮象の国が広がっている限り、いかなる特権もいかなる独裁も許されない(第27信)。

(4) 名誉が所有に勝っている個人あるいは人間社会

そこでは理想が現実の生活を統治し、名誉が所有に勝ち、思想が歓楽に勝り、見果てぬ夢が生存を凌ぎ、公共の声か唯一の恐怖となる(第26信)。

(5) 現実的な社会

自然国家¹⁹は社会をただ単に可能にするだけであり、倫理的な国家は社会をただ単に必然的にするだけであるが、美的国家だけが社会を現実的なものとする(第27信)。それは、美的仮象の国においては、全体の意志が個体の本性によって実現されているからだという。

(6) 他者とともに幸福を享受できる世界

感性的な善は、ただ一人の者を幸福にするだけである(第27信)。そこには、人間に普遍的な人格性が参与していないからである。しかし、美だけは、人間は個体としてと同時に種として、世界を享楽することができる。

4.3 本節の結論：美的教育及び社会改革の目標としての「美的仮象の国」

では、このような美的仮象の国はどこに存在するのであろうか。

先に紹介したように、シラーは、『美育書簡』の最終信における第27信において、それは、「純粋な教会や純粋な共和国のような、ごく限られた人間集団においてだけ見出すことができるだけかもしれない」と述べている。ここにおけるシラーの発言は、理想的社会や人のあり方を説いた第6信と呼応している。すなわち、第27信においてシラーの言う「純粋な教会」は、第6信で語られる近代以前の、社会や国家と分離する前の教会を念頭においていると推論可能である。

「純粋な教会」とは、第6信におけるシラーの言葉を使って説明すると、法律と風習とが同一のものであり、労働は快楽であり、手段と目的が一致していた時代における人々を束ねる社会組織としての純粋なアイデアとしての教会である。同じく、第27信においてシラーの言う「純粋な共和国」は、第6信で語られている古代ギリシア国家におけるポリスを想定していると考えられる。「純粋な共和体」とは、やはり第6信におけるシラーの言葉を使って説明すると、個々人がその時代の代表者としての資格をもち、それぞれが自主的な生活を享受しながら、必要ときには全体になることができるようなアイデアとしての共和政体である。それは、多様な主義主張をもった人々からなる政体であって、現代のような一党支配の政治国家ではない(第6信)。だとすると、実存としての美的仮象の国は、存在していない。実際、シラーは別の個所(第10信)において、次のように述べている。

芸術が栄え、美的傾向が支配していた歴史上のいずれの時期においても、ほとんど人間性は花開いていなかったがために、その高さや普遍性をもつ美的文化が国民の中にあって政治的自由と国民的徳義の両方と手を携え合っていたり、美しい風習が善良な風習と、態度の優雅さがその真実さと、手を取りあっていたりするような実例は、一

¹⁹ 自然国家とは、「その組織の起源を法則に求めず、力に求める政治的形態」(第3信)のことである。

つもない。(第10信)

美的仮象の国は、現時点においては存在していないだけではない。それはアイデアであるがために、将来にわたっても現実化しないものであるかもしれない。しかしながら、その実現は決して不可能ではない。人間自身がアイデアとしての美と経験の中の美とをしっかりと区別できるようになり、アイデアとしての美や国に現実性を付与することができれば、美的仮象の国は建設可能なのである。シラーにとって美的仮象の国は、人間に対する美的教育によって建設可能な世界なのであり、それは、そこにおいて人々が自らの自由と主権を享受する新しい国家や人間のあり方なのである。

5. 結 論

本稿においては、まず、『美育書簡』は本当に矛盾あるいは分断しているか否かを問うために、『美育書簡』で語られている「美」(die Schönheit)の本質を吟味し、『美育書簡』は、本書における主要テーマである美に関しては矛盾も分断もしていないと結論づけた。次に、『美育書簡』は現実とはかけ離れたユートピアを書いたに過ぎないのか否かを問うために、『美育書簡』で語られている「国」(das Reich / der Staat)の意味を検討し、「国」とは、政体としての国であると同時に人間の人格や特定の心的傾向をもつ人々の世界を表す言葉であると結論した。最後に、『美育書簡』は完全に未完であるのか否かを問うために、「美的仮象の国」(das Reich (der Staat) des ästhetischen (schönen) Scheins)の所在について検討し、本書全体が「美的仮象の国」について語っているものであると結論した。『美育書簡』に書かれてあることを仮象と仮定して論を出発しながらも、『美育書簡』すべてが「美的仮象の国」について語った「美的仮象の国についての書簡」であるということに辿りついたわけである。

主観的世界において美は、感覚によって受け入れられるだけの感覚世界のものでもなく、また理性によって作り上げられる現象世界のものでもなく、感性と理性に訴えかける内容と形式を伴った、主観と客観に跨った果てしなく広がる仮象世界のものである。客観的世界において美は、外に具体的な形をとって現れないものの、確かに存在する「仮象」である。また、理性による現象世界において時は流れず、感覚世界において時は流れる。人間が自らのものに現実性を付与して創造した仮象世界において時は無化され、永遠を手にする。シラーにとってそのような空間と時を超える仮象は、一人ひとりの人間において、社会において、国家において、人類において、実現されるべきものとされる。

それはなぜか。その究極的目的は、省察の力によって一人ひとりが自分自身を事物から離反させ、自由となった意識の反射の中に対象物が光と共にそのままの形と状態で現れてくるような、平和な世界の実現である。「自分の中にある人間の品位を知らず、他人の中にあるものを尊敬できるはずがない」(第24信)とシラーは言う。自分自身の粗暴な貪欲を意識しているから、自分と似ているあらゆる生き物の中にある貪欲を恐れるのである(第24信)。彼にとってそのような人間で構成されている社会は、彼を種に拡大するかわりに、彼をいよいよ狭く、ただ彼の個体の中に閉じ込めてしまい、平和で協和的な社会の実現を遠いものとしてしまう。人間が理性によって最初に手にするのは心配と恐怖である(第24信)という。それは、対象をつかみそこない、命令を直接素材に向けてしまう理性の作用なのである(第24信)。国とは、シラーにとって部分が全体まで高められたアイデアであるとき、このような個人によっては、そのような国は出現不可能であり、ましてや一人ひとりの心の中の平安も、社会の平和も、実現できない。他者をそのままの形と状態で受け入れ、対等な立場で協同して人間自らが作り上げていく世界

——それが美的仮象の国である。

シラーにとって美的仮象の国とは、一人ひとりの中に打ち立てるべきものであり、そのことによって、社会あるいは国家全体に広げるべきものである。とくに、本書が書かれた頃は、母国ドイツにおいては絶対的な専制国家の中にあり、隣国フランスにおいては市民革命後の共和制国家に移りつつあった時期であった。そのような時期においては、理想国家としての美的仮象の国は、シラーにとってはアイデアとしての教団組織あるいは共和国家にしか見出されないものであった。しかしながら、そのような美的仮象の国をドイツ人全ての人々の中に建設することによってドイツ全土に押し上げ、さらには人類に共通する形式として永遠の生命をもつものとして確立したいというのがシラーの希望であったのである。シラーにとっての社会の最終的な到達点は、「深みにおいても広がりにおいても普遍性を有する美的文化が国民の中で政治的自由と国民的徳義と手を握り合い、美しい風習が善良な風習と手を携え、ふるまいの優雅さが真実さと手を取り合っている」(第10信)ような美的かつ道徳的で平和な状態である。シラーの言う「美的仮象の国」とは、そのような国家と人間のあり方だと言えよう。

『美育書簡』は、近代において歪化され分断化された人間に人間性を回復し、その人民にとっても無縁なものとなってしまった国家を人間らしい道徳的なものへと移行させる方法として、まずは現実の人間や社会のあり方を顧みること、そして、美の作用機序を理解し、自らをも純粋な美的統一の世界に高めていくことの重要性を説いたものであると言えよう。『美育書簡』によって我々は、我々の人生、我々の社会、我々の国家は、我々自身で美的に築いていかなければならないことを悟らされる。

なお、本書は、書簡そのものではなく、書簡体形式の文学あるいは論文とする説がある。例えば小栗(2003)は、「当時の主情主義的傾向が、

たとえばルソーの『新エロイズ』(1761年作)やゲーテの『ウェルテル』(1774年作)もその一例であるように、自己の感情のニュアンスを最も細やかに吐露できる文学形式とした書簡体によって、本書も書かれている」と述べている(小栗訳シラー2003の凡例)。確かにそのとおりだと思う。

しかしながら、本書はやはり同時に一種の書簡そのものとも考えられる。しかも、往復書簡の可能性がある。それは、書かれてあることが明らかに不十分あるいは不鮮明なときに、まるでその箇所の意味を問う質問に答えるかのように、後の書簡で説明されているからである。しかし、その相手は、名目上の名宛て人であるデンマーク王子ではない。まず指摘できるのが、『美育書簡』が幾つかに分けられて掲載された雑誌『ホーレン』の読者であろう。さらには、友人(例えばゲーテ)かもしれないし、家族(例えば妻のクリスティーヌ)かもしれない。あるいは当時シラーが読んでいた哲学書の著者(例えばカントやフィヒテ)かもしれない。あるいはまた自分自身かもしれない。他者あるいは自己との対話の過程で、考えていることが変化し、深まるのも当然であろう。とくに相手からの返信なしでも読めるように書かれてはいるものの、一種の往復書簡として仮想上であったとしても読み手を得て時間の中で進行する思索は、常に進行形であり、完成を迎えない。本書が、もし矛盾があり、分断されており、未完であるならば、その大きな原因の一つは、本書が一つの仮象としての書簡であり、しかもある種の往復書簡だったことによるものとも考えられよう。したがって、本書を補うべき第一のものは、まずは、本書の一信一信を書簡として受け取った読み手による復書の内容であり、それは、読者自身の想像力である。本稿は、自らがシラーから書簡を受け取ったと想定し、シラーの真意を問おうとする試みである。

筆者にとっての最終目標は、真、美、正義の

関係であるが、今回の研究においてはそこに論考が至らなかった。これらについては、引き続き、今後の課題としたい。

謝 辞

筆者に、シラーの *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen* を読み本稿を記すきっかけを与えてくださった奈良女子大学教授西村拓生先生並びに真・善・美・正義についての研究にいざなってくださった国際基督教大学特任教授川本隆史先生に厚く御礼申し上げます。

引用文献

- 井藤 元(2007a)「シラー『美的書簡』における「遊戯衝動」—ゲーテ文学からの解明—」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室 研究室紀要』第33号、2007年6月、pp. 89-100.
- _____ (2007b)「シラー美的教育論をめぐる諸論の包越に向けて—『美的書簡』批判の四類型—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47号、2007年、pp. 1-9.
- 小栗孝則(2003)「展開」『人間の美的教育について』小栗孝則訳、法政大学出版社.
- シラー、フォン・フリードリヒ(2003)『人間の美的

教育について』小栗孝則訳、法政大学出版社 (Schiller, *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen*, Schillers sämtliche Werke in 12 Bde. Cottascher V. 1987).

西村拓生(1999)「〈ブリズム〉としてのシラー『美的書簡』：「美と教育」に関するトピカのために」『教育フォーラム』第8号、教育思想史学会、pp. 137-148.

_____ (2001)「教育的公共性における「美的なるもの」のアクチュアリティに関する覚書(1)」『奈良女子大学研究年報』第45号、pp. 71-89.

_____ (2009)「ハバースのシラー『美的教育』論：教育的公共性における「美的なるもの」のアクチュアリティに関する覚書(2)」『奈良女子大学文学部研究教育年報』第6号、pp. 161-172.

Habermas, Jürgen, (1985) *Der philosophische Diskurs der Modern : Zwölf Vorlesungen*, Frankfurt am Main : Suhrkamp Verlag(ハバース、三島憲一他訳『近代の哲学的ディスクルス I』岩波書店、1999年).

Schiller, Friedrich von, (1795) *Über die ästhetische Erziehung des Menschen, in einer Reihe von Briefen*, reprinted version by Tredition GmbH, Humberg, 2012.

Steiner, Rudolf (1955) *Schiller und die Gegenwart*, Dornach : Nachlassverwaltung.